

新潟県LANシステム用ソフトウェア等一式(その10)利用サービス提供業務に関する質問及び回答

			質 問	回 答
1	別記仕様書 契約書(案)	3 利用期間 4 調達対象ソフトウェアに関する仕様 第17条 成果報告書の提出 第19条 サービス提供料の支払	仕様書では、利用期間を令和8年12月1日から令和13年11月30日までとし、提供されるサービスがMicrosoft365 の場合は、マイクロソフト社が定めるMicrosoft サービス規約に基づき、ライセンス契約についてはEnterprise Subscription Agreement とする旨が示されています。 一方、契約書案第17 条及び第19 条では、年度ごとの成果報告書の提出及び検査合格後に、当該期間のサービス提供料を請求できるものとされています。 Microsoft365 Enterprise Subscription Agreement に係る契約及び課金の時期と、本契約における年度単位の検収・支払時期に差異が生じる場合、当該差異に係るライセンス費用等の資金負担は受注者が負担するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	契約書(案)	第17条 成果報告書の提出	年度ごとに成果報告書を提出することになっていますが、報告内容についてどのような事項を想定されていますでしょうか？ 規定のフォーマット等あればお示ください。	現時点で規定のフォーマットはありませんが、以下の項目が分かる形で、任意の様式にてご提出ください。 ・契約名 ・成果報告対象期間 ・提供サービス名 ・利用期間 ・履行状況(障害発生状況、メンテナンス実施状況) ・サポート実績(問合せ件数、対応内容) ・その他、仕様書記載事項を満たしていることの確認ができる項目